

企画競争実施の公示

2022年7月22日

独立行政法人 国際観光振興機構
クアラルンプール事務所 所長 松本 二実

企画競争について、次の通り公示する。

1. 業務概要

- (1) 業務名 2022年度マレーシア市場における旅行会社招請事業
- (2) 業務内容 本事業において、マレーシア旅行会社の造成担当者に対して、消費単価の高い旅行商品や地方への訪問を促す周遊旅行を体験する機会を提供することで、旅行商品造成に繋げ、マレーシアからの訪日旅行者数の増加と旅行消費の拡大促進を図ることを目的とする。

- (3) 履行期限 2023年3月17日（金）

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則第26条に規定されている競争参加者制限に該当しない者。

○独立行政法人国際観光振興機構契約事務実施細則

（競争参加者の制限）

第26条 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、競争に参加させることができない。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者
- (2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- (4) 国又は地方公共団体（以下「国等」という。）から指名停止の措置を受けている者

2 次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、その事実があった後3年以内の期間を定めて競争に参加させることができない。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、又同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由なくして契約を履行しなかった者
- (6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、該当代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
- (7) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者

3 前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

- (2) 過去3年間に於いて法律により罰せられたことがないこと。
- (3) 法人登記（個人事業者の場合は、住民登録）がなされているとともに、法人税等の諸税を滞納していないこと。

3. 手続等

- (1) 実施部署

国際観光振興機構 クアラルンプール事務所 担当：山本

住所：1st Floor, Chulan Tower, 3 Jalan Conlay, 50450 Kuala Lumpur, Malaysia

電話：+60-3-2712-4770 FAX：+60-3-2722-7516

Email:kanami_yamamoto@jnto.go.jp

(2) 企画競争説明書の交付期間、場所及び方法

2022年7月22日から8月15日17時00分まで（マレーシア時間）。(1)に同じ。

手交又はEmailによる交付。

企画競争説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

2022年8月22日17時00分まで（マレーシア時間・必着）。(1)に同じ。持参、郵送又は電子メール送付（JNT0ファイル受信システムを含む。）に限る。

・郵送の場合であっても、提出期限までに必着で、配達記録が証明できるものであること。

・電子メール送付の場合も、提出期限までに到着する必要がある。なお、電子ファイルの容量が大きく電子メールでの提出ができない場合は、JNT0ファイル受信システムによる提出が可能なため、(1)まで連絡すること。

(4) 説明会実施の有無

無

(5) 企画提案に関するヒアリングの有無

無

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨は日本語及びマレーシア・リングgitとする。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は、3.(1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国際観光振興機構の情報公開に係る審査基準に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案を特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、国際観光振興機構の会計規程等に基づく契約手続の完了までは、国際観光振興機構との契約関係を生じるものではない。

(8) 提案者が2.に示した企画競争参加資格要件を満たしていることを確認するために、信用調査を実施する場合がある。その結果を踏まえて、特定後であっても契約を締結しないこともあり得る。

(9) 国際観光振興機構からの契約金の支払いは、マレーシアから海外送金により行うため、海外送金を受け取れること。また、付加価値税の税務当局への支払については、受注者において責任を持って対処すること。

(10) 企画競争の実施結果として、以下の項目について、公表することとする。

採用した提案を行った企業等の名称、住所、代表者氏名及び決定日

(11) その他の詳細は企画競争説明書による。

以上